



| | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 格差社会における国家による貧困者の救助：台湾法の一考察. 台湾における社会権保障の現状と問題点. 報告 三 |
| Author(s) | 周, 宗憲; 鄭, 明政//訳 |
| Citation | 北大法学論集, 63(5), 39-56 |
| Issue Date | 2013-01-31 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/51803 |
| Type | bulletin (article) |
| Note | シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」 = Symposium "Present Status and Problems of Social Security Rights in Taiwan" |
| File Information | HLR63-5_005.pdf |



[Instructions for use](#)

格差社会における国家による貧困者の救助

——台湾法の一考察——

鄭周

明宗

政憲

訳

I はじめに

台湾は低所得家庭「低収入戸」⁽¹⁾を救助するために、一九八〇年に「社会救助法」を制定した。本法により生活困窮状

態に陥る国民（すなわち低所得家庭、以下では貧困者という）が政府に救助を請求する権利を有する一方で、政府はこの法律によって貧困者に救助を提供する義務が課された。

こうした状況を鑑み、憲法を最高法規としている法治国家である台湾の立場からは、この「社会救助法」について、貧困者に救助請求権を賦与することや、政府に救助義務が課されたことに関して、憲法的な立場から検討する必要がある。つまり、人間の尊厳保護や生存権の保障、また平等権や憲法の基本国策条項の観点から、社会救助に関する諸規定について、その合憲性を論じる必要があると思われる。

II 台湾における社会救助法による貧困者の救助規定

本法は救助類型、内容及び救助を請求する資格について以下のように規定している。

一 生活扶助

本法の第二章（生活扶助）の規定により、貧困者に対する生活扶助は主に、

（一）現金給付：低所得家庭は戸籍所在地の直轄市、県（市）の主管機関に生活扶助を申請することができる（一条一項）。生活扶助は現金の給付を原則とする（一条一項前段）。そして、低所得家庭には満六五歳以上または妊娠満三か月以上の妊婦、あるいは、障害者手帳を持つ者がいる場合に、主管機関は補助金を最大四〇％まで増加することができる（二二条）。

（二）収容：低所得家庭に対して、必要性に応じて、適当な救助施設および福祉施設又はそのほかの家庭に委託し、

これを收容することができる（一一一条一項後段）。

（三）就業：直轄市、県（市）の主管機関は必要によつて低所得家庭内の作業能力を有する者に対して、就業指導、技術訓練または労働をさせて救済を行うこと「[以工代賑]を提供しなければならない（一五一条一項）。

（四）住宅手当：低所得家庭に適切な居所及び住居環境を確保させるために、各級住宅の主管機関は賃貸費、住宅修繕費用、住宅ローンの利息補助などの住宅手当を提供することができる（一六一一条）。

（五）学費の減免：低所得家庭の者は国内の公立・私立高校以上の学校に在籍する場合に、授業料及び雑費「[學雜費]の減免を申請することができる（一六一一条一項）。

（六）特殊項目の救助及びサービス：直轄市、県（市）の主管機関は実際の必要および財力によつて、低所得家庭に託児補助、教育補助、葬祭補助、生育補助等を提供することができる（一六一条）。

二 医療補助

低所得家庭の傷病患者は、関係証明書を添えて戸籍所在地の主管機関に医療補助の申請をすることができる（一八一条一項）。国民健康保険に参加する保険費については、中央主管機関が予算を立てて補助を行う（一九一条一項）。

三 急難救助

（一）家庭内の者が死去し、その葬儀を行う能力がない者。（二）家庭内の者が、傷害事件または重病に遭遇し、家庭生活の維持が困難に陥ったとき。（三）家庭の主たる生計を支えている者が、失業、失踪、兵役、入監等の原因によつて仕事ができずに生活の維持が困難に陥ったとき。（四）財産に対する強制執行または銀行口座の凍結などにより、所

有財産の即時運用が困難となり、生活の維持に支障が生じた者。(五)すでに福祉項目を申請した者または保険給付の審査中に生活が困難に陥った者。(六)そのほか重大な事故に遭遇し生活が困難に陥った者。以上の規定に合致するときは、関係証明書を添えて戸籍所在地の主管機関に救難救助を申請することができる(二二条)。本法により貧困者は前掲の規定によって現金の給付または補助を受領しうる権利を有するが、この権利に対して差押え、譲与又は担保を行うことができない(四四条)。

Ⅲ 人間の尊厳の保護および貧困者の救助

人間尊厳の保護と貧困者の救助との関係について以下のような分析を行う。

一 台湾憲法の基本構成原理の一つとしての人間の尊厳原則

立憲主義の憲法は主に基本的人権条項と統治機関(国家机关)条項から構成されている。その中核は基本的人権条項である。なぜなら、立憲主義の国家が憲法を制定する目的は、国家権力を制約し、国民の基本権を保障するためにあるからである。つまり、人権が憲法によって保障されているのは、人間の尊厳を保護するためであるといえる。⁽²⁾立憲主義の憲法の核心的内容である基本的人権条項は、人間の尊厳という、立憲主義国家のもっとも優位の価値から派生されたものと言える。⁽³⁾そこで、憲法学者は人間の尊厳を、憲法の根本規範(人権規定)の核心价值と人権の根拠、憲法規範秩序の根本価値原理、基本権を尊重する価値原点、⁽⁶⁾憲法秩序の基礎及び基本的権利の核心範囲、⁽⁷⁾憲法価値体系の源として、⁽⁸⁾それを立憲主義国家における最高かつ侵すことのできない価値に位置づけている。

人間の尊厳の保護は前述のような重要性を有するため、立憲主義国家の憲法には人間の尊厳に関連する保護規定が設けられている場合が多い。たとえば、ドイツ憲法一条一項には「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し保護する」とが、すべての国家権力に義務づけられている」と規定されている。日本国憲法一三条前段には「すべての国民は、個人として尊重される」と規定されている。台湾憲法増補条文一〇条六項には「国家が…人格の尊厳を保護すべき」と規定されている。また、台湾においては、憲法解釈権と違憲審査権を掌る司法院大法官が、いくつかの憲法解釈案において人間の尊厳の重要性に言及した。たとえば、大法官は釈字第三七二号解釈の解釈文において「人格の尊厳を保護するのは…我が国の憲法が国民の自由権利を保障する基本理念を有しており…」と示している。また、釈字第四八五号解釈の解釈理由書においては、民生福祉原則に基づき、「国家が各種の給付を提供し、国民に対し、人間の尊厳に符合する基本的生活の維持を保障しなければならない」と述べている。さらに、釈字第五五〇号の解釈理由書では、社会福祉は憲法に定められた基本国策であり、「社会福祉の事項は、国家には国民が人間の尊厳を損なわない生活を享有できることを実現する義務がある」と判示した。このように、台湾において人間の尊厳の保護は憲法の基本構成原理であると言える。人間の尊厳は憲法の文言に具体化されただけでなく、憲法解釈および基本権条項を適用するときの基準として国家権力を支配する規範効力を有している。したがって、立法府が作った法律であれ、行政府または司法府が適用した法律であれ、すべての法律は人間の尊厳に拘束され、そして、人間の尊厳に抵触することができないのである。

二 人間の尊厳および貧困者の救助

人間の尊厳は極めて抽象な概念であるため、人間の尊厳に符合する「基本的生活」の判断は容易なことではない。しかしながら、基本的生活の判断基準の困難さは、ただちに、人間の尊厳が侵害され救助を要しているか否かの判断の困

難さに直結するわけではない。たとえば、無財産で生活を営む能力がない貧困者や、ろくに食事ができない乞食者を見ると、彼らが人間の尊厳に反した困難な生活に陥っていることは客観的にみて誰の目にも明らかであるからだ。

前述の通り、人間の尊厳の保護は人権保障の基礎であり、人間の尊厳に関する憲法解釈や憲法の適用は人間の尊厳の実現とも言える。人間の尊厳は基本権内にあり、基本権の権利の核心として保護される。人間は人間である以上、当然に人間らしい尊厳の保障を主張し、国家に対し、人間の尊厳に符合した最低限度の生活保障を請求する権利があると考えられている⁹⁾。疾病、貧困、失業などの原因で困難な生活に陥った者は、たとえ生命が存続しているとしても、人間の尊厳に符合する最低限度の生活さえも維持できない場合には、人間の尊厳が保たれている状態とは言えない。このような貧困者に対して、国家は人間の尊厳を保護するような憲法の要求に基づき、人間の尊厳に反する貧困状態を脱出させるための必要な救助を提供する憲法上の作為義務を有する。国家が、生活保障のような救助法律体制を構築しなかったり、具体的な救助措置をとらなかつたりすると、それは消極的不作為により国民の人間の尊厳が侵害される違憲効果が生じてしまうことを意味する。前掲の釈字第四八五、五五〇号解釈の趣旨は、国民が人間の尊厳を有する基本的生活を過ごせることを実現するために、国家が社会福祉措置を行い、各種の給付を提供する義務を負うことにある。

IV 生存権および貧困者の救助

以上のように、立憲主義の国家が保障する人権は、人間の尊厳を保護するような根本的な価値から由来するものである。人権は人間の尊厳にとって一種の基本価値、利益であると言えよう¹⁰⁾。憲法は、貧困や失業などの社会問題によって人間の尊厳を実質的に空洞化させることを防ぐために、社会権という、生存権の内実を担保するために国家に対して積

極的な作為を請求し得る体系を構築した。

一 生存権の憲法保障規定

台湾憲法一五条には「国民の生存権を：保障しなければならない」という明文上の生存権条項がある。国家からの自由を保障する自由権的・防衛的な基本権と異なり、生存権は一種の社会権として、国家の積極的な作為によつてはじめて実現できる権利である。ただし、生存権は憲法が保障する基本権である以上、国家が積極的に国民の基本生活の需要を実現するのは国家からの恩恵ではなく、憲法上の義務を履行することである。貧困者の救助に関しては本条が保障する生存権の内実は、解釈上、以下のふたつの側面があると考えられる。ひとつは、生存権の社会権側面であり、人間の尊厳に符合する最低限度の生活を保障するために国民は国家に対して積極的な行為を求めることができるという点である。このような作為請求権¹¹⁾を「基本生存権」と呼ぶ。日本国憲法二五条一項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に関する解釈は「基本生存権」に相当する。もうひとつは、生存権には、国民が国家に積極的な作為を請求し、良い生活環境を整え最低限度の生活より良い生活を要求しうる、という側面もある。本稿ではこのような生存権の内実を「快適生存権」という。

二 「基本生存権」の意味と規範的効力

本稿にいう「基本生存権」¹²⁾は、台湾憲法一五条の生存権規定によつて保障されたものであり、国民が人間の尊厳を有する最低限度の生活を保障するために国家に対して積極的な作為を請求できる作為請求権の意味である。憲法は、国民をこの権利の主体として明文に規定している。したがって、国家は憲法上の積極的な作為義務を負い、国民に人間の尊

厳に符合する基本生活を過ごさせる必要がある。しかし、人間の尊厳の基本的生活を過ごせない者にとっては、その生命の存続すら危機にさらされており、憲法上の人権保障の規定も意味のない規定となってしまう。したがって、少なくとも国民に対して、人間の尊厳の「基本的生活」を保障するのは、国家が国民に対して負うべき法律上の基本義務である⁽¹³⁾ととらえることができる。

三 「基本生存権」の保障及び貧困者の救助

「基本生存権」の要点は以下の五点である。すなわち、(一) 憲法一五条の明文規定があること、(二) 憲法一五条が保障する生存権の核心領域である「最低限度の生活」の保護範囲には限度があること、すなわち、生活必要経費の計算が可能であること⁽¹⁴⁾、(三) 「基本生存権」の権利主体は確定できるものであること、すなわち、人間の尊厳に反した生活をしている者であること、(四) この権利の規範対象は明確であること、すなわち、すべての国家権力であること、(五) とりわけ、「基本生存権」の保障は人間の尊厳の確保に関わり、さらに生命の存続に深く関わるため、この「基本生存権」は立法者の立法を待たずに、国民が直接憲法一五条により最低限度の生活保障を請求できる具体的権利であること⁽¹⁶⁾、である。前述のように、現在台湾の社会救助法によって低所得家庭が国家に社会救助を請求できる権利が賦与されたが、憲法の法理からみれば、たとえこのような法律が存在しても、国民は直接憲法一五条の「基本生存権」の保障を根拠として国家に人間の尊厳に符合する最低限度の生活給付を請求することができる。国民の「基本生存権」を保障・実現すべきか否かに対して、国家は裁量の余地を有していない。これは国家が国民に対して持つ、憲法上の絶対的な義務である。この義務の不履行について、例えば具体的な社会救助法律体系を構築していなかったり、あるいは貧困者に対し具体的な救助措置の提供を怠っていたりした場合、それらはいずれも違憲である⁽¹⁷⁾。

四 「快適生存権」と国家の裁量

「基本生存権」が保障されると、ひとまず人間の尊厳が侵害されている状態からは抜け出せたということになる。したがって、基本生存権を確保した上で、「快適生存権」をどのように実現するのかという点に関しては、立法者が国家の経済、財政、社会などの要素を考慮に入れ、権利内容を形成することが許されている。しかしながら、立法者が「快適生存権」を具体化していない場合、この権利は抽象的権利にとどまってしま⁽¹⁸⁾う。つまり、国民は、憲法一五条の生存権条項から直接に国家に対して快適な生活を過ごせる権利を請求できるというわけではない。つまり、最低限度の生活水準以上の生活権利に対して、立法者には国家財政及びほかの政策上の考慮に基づき、より広い立法裁量の余地が残されているのである。立法機関が持つ、国民の「快適生活」をいかに実現するべきかの立法判断に対して、司法機関は権力分立の憲法趣旨に基づきそれを尊重すべきである。⁽¹⁹⁾

V 基本国策の憲法規定及び貧困者の救助

台湾憲法一五五条後段には「高齢者、弱者、身体障害者、生活無能力者及び非常災害を受けた人民に対して、国家は、適当な扶助と救済を与えなければならない」と定められている。そのほかに、憲法増補条文一〇条八項にも「国家は、社会救助を重視すべきであり、救済的な支出を優先に編むべきである」と規定している。ここで検討したいのは、このような貧困者救助に関する基本国策の規定は、貧困者に国家に対して救助を請求する権利を保持させるのかどうかという問題である。すなわち、人間の尊厳に符合する「基本生活」を確保するために、貧困者は基本国策の規定を根拠に国家に対して積極的な措置を請求できるか、という問題である。

前述の基本国策規定の文言には強制的な用語（国家は「……しなければならない」）があり、この条文は憲法典の一部であり国家の最高法規である。したがって、この規定をプログラム規定として解するのは不適切である。⁽²⁰⁾ この憲法規定は、国家権力機関が貧困者の救助に対する積極的な作為を有することを宣言的に示すものであるが、これによって貧困者が司法裁判を通して救済を求める義務規定ではない。性質上、日本国憲法二五条二項の規定に類似したものである。⁽²¹⁾ したがって、貧困者はこの憲法規定によって国家に具体的な救助を請求する権利を保持しない。⁽²²⁾ 憲法の構成条文のもとでは、立法者は基本国策条文を実現することに対してより広い裁量権を有している。⁽²³⁾ とはいえ、貧困者の救助を定める基本国策の規定は憲法の一部であるため、国家権力機関に対する拘束力があるはずである。⁽²⁴⁾ したがって、国家は貧困者の困難な生活を無視し、人間の尊厳に反した生活状態に陥っている者に対して何の作為もしない場合、このような不作為は基本国策に違反したものと解される。つまり、この基本国策の規定は貧困者が国家に対する救助を請求できる権利規定ではないが、国家の不作為が違憲か否かの判断基準として裁判規範性を有しているものである。⁽²⁵⁾

VI 平等権と貧困者の救助

国家は貧困者に対して生活救助を提供する一方で、非貧困者に対しては同様の救助を行わないということは、憲法上の平等権保障に反するか。

一 憲法における平等権保障の規定

憲法七条は「中華民國の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の區別なく、法律上一律に平等である」と規定して

いる。本条はすべての国家公権力を拘束しているため、いわゆる「法律上一律に平等である」とは、もちろん立法機関が制定した法律、及び行政・司法機関が適用した法律は、いずれも憲法が国民に対して保障している平等権を侵害することはできない。国家機関が行う行為は、国民の権利を制限しない給付行政に対しても、この憲法規定の拘束を受けるべきである。

二 平等の意味

平等は人間の尊厳を尊重することを意図して生じた概念である。人間である以上、人間は尊厳を有している。個々の人間の尊厳を尊重するためには、すべての人を平等に取り扱わなければならない。いわゆる平等とは、本質的に同様な事項に対して異なる取扱いを行う合理的な理由がない限り、同様に取り扱わなければならないことを指す。本質的に異なる事項に対して、同様の取扱いを行う合理的な理由がなければ、異なる取り扱いをしなければならない、という意味である。平等は恣意的な差別取扱いを禁止し、すなわち、憲法が保障する平等とは、形式上の同一的・絶対的な平等ではない。したがって、合理的な理由を有している場合には、取扱いに差異を設けることができるという、実質的な平等が許される。この実質的な平等は正当性を有しており、憲法に認められた取扱いである。⁽²⁶⁾大法官解釈において「憲法第七条には中華民國国民が法律上一律に平等であると規定している。その内実は絶対的、機械的な形式上の平等ではなく、国民が法律上の地位の平等を保障する実質的平等である。立法機関は憲法の価値体系及び立法目的に基づき、事柄に関する性質の差異を斟酌し、合理的な差別取扱いをすることができる」(第五九六号解釈文)、また「憲法第七条に定められた平等権は、国民の法律上の地位の実質的な平等を保障するため、法律に授權された主管機関が具体的事案における事実上の差異及び立法目的を斟酌してから合理的に異なる処置をするのは制限されるわけではない」(第二一一号解釈

文)、と述べている。

三 実質的平等および貧困者の救助

前述の通り、貧困者は人間の尊厳に反した生活に陥っている国民であるため、憲法の人間の尊厳、生存権（基本生存権）保障の規定、および生活救助規定それに関する法律により、少なくとも人間の尊厳に符合する最低限度の生活を過ごすことができるよう、国家に対し積極的に具体的な生活救助を請求することができる。このような貧困者の請求権に対して、国家は憲法と法律上の規定によって貧困者に生活救助を提供する法的義務を負う。この生活救助は国家からの恩恵ではなく、国家が憲法と法律によって支配されているため生じている。法律義務であるため貧困者を救助しない不作為は、法律上の責任も問われる。また、前述の平等の意味のように、憲法が保障する実質的平等は正当性があるため、その差別的な取扱いも許される。つまり、国家が憲法と法律上の救助義務を履行し、そして、貧困者が人間の尊厳に符合する基本生活を保障し、ほかの非貧困者と公平な競争力を培うために、貧困者に必要な救助措置をとるのは合理的な差別的取扱いである。これは平等に違反しないだけでなく、かえって、憲法七条が要求した実質的平等のもとで、平等を実現することを意味している。⁽²⁷⁾ すなわち、憲法七条により国家が恣意的な差別取扱いを行えない代わりに、実質的平等を実現するための義務を負い、貧困者に保護を提供する義務を有する。⁽²⁸⁾ 憲法七条が保障する平等は実質的平等であるから、簡単にいうと、本質が異なる物事に対して恣意的な同様な取扱いが禁止される。⁽²⁹⁾ したがって、国家が限られた福祉資源のもとですべての貧困者及び非貧困者ともに給付を提供するのは、むしろ憲法七条が要求した平等に違反すると思われる。

実質的平等と貧困者の救助との関係については積字第四八五号解釈において以下のような判示がある。すなわち「憲

法第七条の平等原則は：国民の法律上の地位の実質平等を保障するものである。立法者が社会政策の考慮によって、法律を制定し、福祉資源を限定的に配分するのは禁じられるわけではない。国家資源が限られていることに鑑み、社会政策に関する立法は、国家の経済及び財政状況を考慮し、資源の有効利用の原則により、一般国民との平等関係を配慮し、福祉資源を適切に配分し、かつ受益者の特定の職位や身分のみを異なる取扱いの唯一の根拠としてはならない。給付の方式及び金額の規定については、受益者の基本生活の需要に相当することをできる限り求め、目的達成の必要な限度を超え、明らかに過度の世話を与えてはならない。つまり、立法者が経済的な弱者を助けるための福祉措置をとる際に、国家の財政などの要素によって限られた福祉資源を限定的に貧困者に配分するのは、大法官に認められる。このような配分は正当な理由があり、かつ恣意的ではないため、憲法七条が要求する実質的平等に抵触することはない。

VII 結論に代えて：貧困者が国家救助を請求する司法救済——憲法解釈機関が行政給付義務を課する可能性

前述のとおり、台湾は貧困者を救助するために、一九八〇年に社会救助法を制定した。貧困者が本法の規定により必要な救助給付を国家に請求できるものである。台湾はすでに社会救助法を制定しているため、今の時点で生存権に関する立法の不作為およびどのような司法救済のルートを採用すべきかのような議論を行うことは実益が薄くなっていると言えるかもしれない。しかしながら、貧困者を救助する法律が現在存在しているといっても、このような法律の規定には不備が存在し、この法律によっても依然として貧困者が人間の尊厳に反した生活状態を抜け出せない場合は、可能な司法救済方法のもとで、憲法解釈機関から直接国家（行政機関）に救助的な給付義務づけを課する可能性を論じる必要

があると思われる。

一 釈字第四七七号解釈の趣旨

憲法解釈機関は、法律から漏れる状況において行政機関に給付義務づけを課することができるだろうか。釈字第四七七号解釈は国民の生存権に関する解釈ではないが、この点に対しては肯定的な立場に立っている。すなわち、大法官によれば、法律から漏れた規定は明白な立法の重大な瑕疵であるため、この法律規定を適用すると逆に法律上の不平等等となってしまい、憲法七条に抵触する。したがって、法律から漏れた規定がある場合に、当該法律の規定によって国家に請求できる⁽³⁰⁾、と考えられる。

二 本稿の見解

本稿の見解をまとめると、以下の四点となる。(一) 行政権は憲法一五条の生存権条項に拘束される。すなわち、行政部門は生存権を実現する憲法上の義務を負う。(二) 国民の基本生存権は行政裁量の限界となる。(三) いわゆる法律による行政は、憲法を無視して法律のみを根拠にして行政を行うことではない。法律が不備で憲法に不致の場合、行政部門が優先に憲法を適用すべきである。行政機関は法律の規定がないことを理由として憲法に課された国民の基本生存権保障義務を不履行するのは許されない。(四) 司法院も国民の基本生存権を保障する憲法義務を有するから、立法の不作為または不完全な作為がある場合に、司法院が憲法解釈権の行使を通して憲法一五条の基本生存権の真意、内実を解釈することができる。そして、憲法が行政部門に拘束力を持ち、憲法解釈によって行政部門が具体的な最低生活を保障する給付義務を負うことを宣言しうる。これは必要かつ権力分立に抵触しない司法救済手段である。

- (1) いわゆる低所得家庭の基準は、社会救助法四条一項に「戸籍所在地である直轄市、県（市）の主管機関の審査及び認定を経て家庭の総収入をその家庭の人数によって平均して計算した金額が、各人の各月の最低生活費用以下であり、家庭の財産は中央、直轄市の主管機関が当年度公布した一定金額を超えない者」と規定されている。ここにいう「最低生活費」は、「中央、直轄市の主管機関が、中央主計機関が公布した当該地域での最近一年の支配しうる所得の中の六〇％にあたる費用に照らしてそれを定める」（同条二項）としている。
- (2) 日本の芦部信喜は、人間の尊厳の原理がないと人権は認められない、と述べている。芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣・一九九二年）二一四頁。
- (3) 人権の根拠としての人間の尊厳に関する論説は、芦部信喜『憲法』（岩波書店・二〇〇四年）八〇頁。人間の尊厳を基本権存在の基礎、前提とする論説については、陳慈陽『憲法学』（元照出版公司・二〇〇四年）四七一、四七八頁、李惠宗『憲法要義』（元照出版公司・二〇〇二年）八〇頁。
- (4) 芦部・前掲註（2）一〇、八〇頁。
- (5) 芦部信喜『憲法制定権』（東京大学出版会・一九八七年）五四頁。
- (6) 小林直樹『憲法講義 上（新版）』（東京大学出版会・一九八〇年）一四七頁。
- (7) 李震山『多元、寛容與人権保障』（元照出版公司・二〇〇五年）一三二頁。
- (8) 蔡維音『社會國之法理基礎』（正典出版公司・二〇〇一年）二五頁。
- (9) 蔡宗珍『人性尊嚴之保障作為憲法基本原則』月旦法學雜誌第四五期（一九九九年）一〇〇、一〇二頁。葛克昌『租稅國——憲法之國體』經社法制論叢第三期（一九八九年）一四八頁。
- (10) 浦部法穂『憲法学教室（全訂第二版）』（日本評論社・二〇〇六年）四〇頁以下。
- (11) 許慶雄『社會權概念及其内容』律師通訊第一五一期（一九九二年）五五頁。
- (12) 蔡茂寅はこの最低生活水準を維持する権利を「緊急生存権」と呼ぶ。許志雄ほか『現代憲法論』（二〇〇〇年）二〇〇頁【蔡茂寅執筆】。
- (13) 蔡維音『社會福利制度之基礎理念及結構——以德國法制為中心——』月旦法學雜誌第二八期（一九九七年九月）二七頁。この権利を「人間の尊厳に符合する最低生活標準」として、主観的給付請求権であると思う学者もいる。吳信華『憲法釋論』

- (13) 三民書局・二〇一一年) 三三三頁。
- (14) 中村陸男「永井憲一『生存権・教育権』(法律文化社・一九八九年) 一二六頁」「中村陸男執筆」。長尾一紘『日本国憲法』(世界思想社・一九八八年) 二六七頁。奥貴雄『生存権の法的性質論』(東京新有堂・一九八五年) 一四三頁。
- (15) 社会救助法四条二項には「最低生活費」の計算方法に関する規定がある。これは「最低限度生活」の保障の限界を示している。积字第四二二号解釈では、最低生活費の算定は固定不変の金額で決定してはいけない。家庭生活の具体的な状況及び実際の困窮を斟酌しなければならない。「最低水準の経済生活」は経済上の計算が可能であることに關しては、許育典『憲法』(元照出版公司・二〇〇六年) 二六九頁参照。ただし、学者によっては、社会救助法にいう「最低生活費」の算定は、ドイツの社会救助法または日本の生活保護法のように「文化生活」を入れていないという点に対して批判している学者もいる。たとえば、葛克昌『國家學與國家法』(月旦出版社・一九九七年) 七四頁。
- (16) 類似した観点は、許宗力『基本權的功能與司法審查』許宗力『憲法與法治國行政』(元照出版公司・一九九九年) 一六二頁。許ほか・前掲註(12) 二〇〇頁「蔡茂寅執筆」、蔡・前掲註(8) 八五頁。許育典『人權、民主與法治—當人民遇到憲法』(元照出版公司・二〇一一年) 六二一—六三頁。
- (17) 台湾の国民健康保険の強制的加入制度に關しては、保険費を滞納した貧困者に対して国家が医療救助を拒否できるか否かの問題について、积字第四七二二号解釈において以下のように解釈されている。すなわち「保険費を納付する能力がない者に対しては、国家は適切な救助を行うべきである。高齢者や社会的弱者、障害者など、生活が困難な者を保障する憲法の趣旨に符合するために、保険料を滞納しているからといって直ちに医療救助を拒否してはならない」と述べられている。
- (18) 蔡茂寅もこのような最低限度生活より高い水準である生活権は立法によって具体化が必要であるとする。許ほか・前掲註(12) 二〇〇頁「蔡茂寅執筆」。
- (19) 類似した観点は許・前掲註(16) 一六一—一六二頁。
- (20) 許宗力は憲法一五五條が課する国家の作為義務は立法者の職權に關わると指摘し、憲法上の明文があることを除き、それを法的拘束力がないプログラム規定と解することが不適切であると述べている。「立法怠惰之回應」學術研討會 許宗力教授之評論文」憲政時代二一卷一期(一九九五年) 五三頁。林明鏘「論基本國策」『現代國家與憲法(李鴻禧教授六秩華誕祝賀論文集)』(月旦出版社・一九九七年) 一四七一頁も参照。

- (21) 日本国憲法二五條二項は「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。
- (22) 吳庚は、すべての憲法の基本国策規定は訴訟上の救済を請求する根拠とならないと述べている。「憲法が保障する権利」しか請求権の根拠となれない。吳庚『憲法的解釋與適用』（自版・二〇〇三年）五一頁。
- (23) 李建良「論立法裁量之憲法基礎理論」憲政時代二六卷二期（二〇〇〇年一〇月）九五頁。
- (24) 黃舒凡は基本国策の機能は単に立法目的を規制するのみならず、基本権利規範と協力しながら、ともに立法者の利益衡量の標準及び方向として機能すると述べている。その「弱者保障」の要求は、立法者の利益衡量の過程においても規範拘束力を有する意味である。黃舒凡「立法者對社會福利政策的形成自由及其界限」憲法解釋之理論與實務第七輯（中央研究院法律學研究所・二〇一〇年二月）一七五、一七六頁。
- (25) 司法院大法官積字第四七二號解釋において「憲法第一五五條により国家は社会福祉を図るために、社会保障制度を充実にすべきである。第一五七條により国家は民族の健康を増進させるために普遍的に衛生保險事業及び公的医療制度を推進しなければならぬ。憲法増補條文第一〇條五項にも、国家が国民健康保險を推進すべきであり、保險料納付能力のない者に対しては、国家が適切な救助を与えなければならない。憲法が国民健康保險を推進し、高齢者、弱者、障害者などの生活能力のない者を保障することは憲法の趣旨に合致するため、給付を拒否してはならない」と述べられている。この解釈文からすると、国家が保險費を納付する能力がない者に対して、給付を拒否できないという作為（給付）義務を負っていることになる。この解釈の趣旨によると、国家が健康保險を納付する能力がない者に給付を拒否することは上述の憲法上の規定に違反し、違憲効果が生じる。このことにより、憲法の基本国策の規定の裁判規範性が大法官に認められるようである。
- (26) 吳・前掲註(22) 一八二頁。
- (27) 許ほか・前掲註(12) 九六頁「蔡茂寅執筆」。
- (28) 趣旨が類似するものとして、林明晰「公法學的開拓線——理論、實務與體系之建構」（元照出版公司・二〇〇六年）三一頁参照。
- (29) 陳・前掲註(3) 四八八頁。
- (30) 吳・前掲註(22) 二七三頁参照。

〔付記一〕本稿は、北海道大学法学研究科助教鄭明政先生の招聘により、二〇一二年八月二四日に北大公法研究会で開催した国際シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」において報告したものである。報告中、コメントーターである北星学園大学岩本一郎教授をはじめとして、北海道大学前総長中村睦男教授、北海道大学鈴木賢教授等の諸先生より、いろいろ有益なご教示とご指摘をいただくことに、心からお礼を申し上げたいと思う。

〔付記二〕「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)」（以下、「社会権規約」）は、社会権の保障について、九条で「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」、十一条一項で「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食料、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者を認める。……」、同条二項で「……すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、……」と規定している。以上のような貧困者の救助に関する社会権規約が一九六六年に国連総会で採択された際は、台湾（中華民国政府）は当時、国連加盟国の一員であり、一九六七年に社会権規約及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（台湾では、この二つの規約を「両規約」と呼ぶ）に署名したが、一九七一年に国際連合総会二七五八号決議（アルバニア決議）により台湾が国連と国連の諸機関から脱退してから、両規約の批准手続を完了させなかった。そのため、近年「人権立国」を掲げる台湾では、二〇〇九年三月三十一日、立法院（国会）は、両規約を条約の批准案として審議に付し批准手続を完成させた。ただし、台湾の特殊な国際的地位のもとで、台湾は国連の一員として認められず、規約の批准手続を完成させても国連事務総長に寄託する手続が完結することは無さそうであり、国家人権報告制度の実施も問題である。それにもかかわらず、独自の「両規約の国内法化」に取り組み、台湾の立法院は二〇〇九年三月三十一日に「両規約施行法」を制定した。同法の二条は「両規約が提示した人権保障に関する規定は、国内の法律としての効力を有する」と規定したほか、四条は「各級の政府機関が職権を行使する際には、両規約の人権保障に関する規定に従い、人権侵害を避け、他人による侵害から国民を守るべきであり、そして、各項の人権の実現を積極的に促さなければならない」と規定している。このように、両規約施行法の二条、四条、及び社会権規約九条、十一条は、台湾の国内法として効力を持つ人権規定となった。これにより、台湾の各級の政府機関は、消極的に人権侵害を避け、積極的に、人権を実現する法的義務を負うようになった。こうして、両規約施行法の実施を通して、貧困者の生活救助に対する台湾の法律体系を国際的基準に接合化させることが期待されている。